

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	58 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	55 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年2月まで

私は、税金でも何でも1年分を一括で納付できるものは、年払いで納付していた。国民年金保険料も付加保険料を含め年払いで納付したはずである。申立期間の保険料が付加保険料も含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から国民年金保険料を全て納付しており、このうち、昭和47年12月から申立期間直前の平成5年3月までの期間は付加保険料も含め保険料を納付し、昭和63年4月以降の保険料は前納していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたと説明する申立人の夫は、国民年金制度発足当初から国民年金の加入可能月数に達した後も60歳に到達するまで保険料を納付し、申立人と同様に昭和47年12月からは付加保険料も含めて保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで
私の妻は、結婚後しばらくして、区役所の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、可能な限り遡って国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年3月頃に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間前の52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間直後から厚生年金保険に加入する前の平成9年1月までの期間の保険料は全て納付済みであるほか、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料がおおむね納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年6月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年6月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、国民年金に加入した後、未納のないように国民年金保険料を納付していた。昭和43年4月に結婚した後は、元妻が未納のないように夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年4月頃に払い出されており、申立人は、同年同月から43年4月に婚姻するまで当該期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、当該期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることが申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②についても、6か月と短期間であり、申立人は、婚姻した昭和43年4月から厚生年金保険に加入する前の52年7月まで当該期間を除き保険料を全て納付していること、当該期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A法人（現在は、B法人）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B法人は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出のあった「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間にA法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件33件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間①の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A 法人（現在は、B 法人）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B 法人は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B 法人から提出のあった「支給控除一覧表」により、申立人は申立期間①に A 法人から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及び B 法人から提出のあった申立人に係る厚生年金保険育児休業等取得者申出書の写しにより、事業主は、平成 18 年 9 月 2 日から 19 年 7 月 5 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に

係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間①に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、「支給控除一覧表」において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

2 上記「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間②にA法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
22725	女		昭和24年生		平成18年12月1日	80万 円
					平成20年7月1日	83万 7,000円
22726	男		昭和27年生		平成18年12月1日	102万 5,000円
					平成20年7月1日	102万 4,000円
22727	女		昭和44年生		平成18年12月1日	56万 5,000円
					平成20年7月1日	60万 2,000円
22728	女		昭和34年生		平成18年12月1日	40万 7,000円
					平成20年7月1日	39万 1,000円
22729	女		昭和25年生		平成18年12月1日	60万 1,000円
					平成20年7月1日	76万 6,000円
22730	女		昭和34年生		平成18年12月1日	42万 9,000円
					平成20年7月1日	45万 9,000円
22731	女		昭和38年生		平成18年12月1日	71万 5,000円
					平成20年7月1日	73万 8,000円
22732	男		昭和51年生		平成18年12月1日	56万 9,000円
					平成20年7月1日	58万 6,000円
22733	女		昭和41年生		平成18年12月1日	19万 2,000円
					平成20年7月1日	53万 3,000円
22734	女		昭和47年生		平成18年12月1日	59万 9,000円
					平成20年7月1日	63万 6,000円
22735	女		昭和52年生		平成18年12月1日	60万 4,000円
22736	女		昭和42年生		平成18年12月1日	52万 8,000円
					平成20年7月1日	59万 2,000円
22737	女		昭和48年生		平成20年7月1日	62万 4,000円
22738	男		昭和52年生		平成18年12月1日	47万 円
					平成20年7月1日	50万 7,000円
22739	女		昭和34年生		平成18年12月1日	64万 1,000円
					平成20年7月1日	69万 5,000円
22740	女		昭和47年生		平成18年12月1日	55万 2,000円
					平成20年7月1日	60万 7,000円
22741	女		昭和40年生		平成18年12月1日	36万 9,000円
					平成20年7月1日	38万 9,000円
22742	男		昭和42年生		平成18年12月1日	69万 2,000円
					平成20年7月1日	74万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
22743	女		昭和58年生		平成18年12月1日	43万 円
					平成20年7月1日	45万 7,000円
22744	女		昭和44年生		平成18年12月1日	37万 1,000円
					平成20年7月1日	39万 円
22745	女		昭和40年生		平成18年12月1日	65万 3,000円
					平成20年7月1日	68万 円
22746	女		昭和53年生		平成18年12月1日	4万 3,000円
					平成20年7月1日	47万 6,000円
22747	女		昭和60年生		平成18年12月1日	36万 円
					平成20年7月1日	39万 4,000円
22748	女		昭和49年生		平成18年12月1日	50万 5,000円
22749	男		昭和51年生		平成18年12月1日	41万 1,000円
					平成20年7月1日	48万 1,000円
22750	女		昭和60年生		平成18年12月1日	37万 4,000円
					平成20年7月1日	38万 8,000円
22751	女		昭和60年生		平成18年12月1日	35万 4,000円
					平成20年7月1日	41万 1,000円
22752	女		昭和53年生		平成18年12月1日	21万 円
					平成20年7月1日	40万 9,000円
22753	女		昭和52年生		平成18年12月1日	41万 円
					平成20年7月1日	52万 8,000円
22754	女		昭和39年生		平成20年7月1日	37万 6,000円
22755	女		昭和54年生		平成20年7月1日	4万 円
22756	男		昭和56年生		平成20年7月1日	50万 9,000円
22757	女		昭和62年生		平成20年7月1日	8万 9,000円
22758	女		昭和61年生		平成20年7月1日	10万 8,000円

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 3 月 16 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①に勤務したA社における被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答をもらって驚いた。当該期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

また、上記A社では、入社後、無線や送電の研究を担っており、同社において昼も夜も働き続けて技術的にも精神的にも鍛えられた。その能力が認められて、半官半民になるB社（現在は、C社）へ継続して勤務することになり、電力の技術者で一貫して仕事を続けていた。申立期間②については、A社を退職した時期及びB社に就職した時期が定かではないが、当該期間については、どちらかの会社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給した記憶が無いとしているところ、申立人が申立期間①に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 10 月 1 日と同日に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格のある 18 名について、脱退手当金の支給状況を確認した結果、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 100 名のうち申立人と同じ昭和 20 年 10 月 1 日に資格喪失した者であって、同名簿に「脱」の表示がある 23 名について、オンライン記録を確認したところ、そのうち 18

名は、オンライン記録自体が無い上、オンライン記録のある5名についても、申立人以外の4名は、申立人と同様に厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の支給記録があるにもかかわらず、オンライン記録に当該支給記録が無いことから、社会保険事務所（当時）において、脱退手当金の支給に関する記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立人は、申立期間②について、A社又はB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入を確認できる資料が無いため、当該期間における勤務や保険料控除に関して不明と回答している上、同社の元従業員は、申立人の申立期間②における勤務について不明であるとしていることから、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことが確認できない。

また、C社は、申立期間②のうち、昭和21年10月5日から22年3月16日までの期間について、同社が保管しているB社に係る申立人の「社会保険被保険者台帳」及びB社における元従業員の供述により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められるが、当該申立人の「社会保険被保険者台帳」において、B社における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、オンライン記録と同様に同年3月16日と記載されている上、C社は、「資格取得届前の期間において厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料をA社又はB社の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 27 年 5 月 17 日まで
平成 18 年頃に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知り、その後社会保険事務所（当時）に何度も相談に行ったが、支給済みという回答しかなかったため、申立てをすることにした。
脱退手当金の請求をした覚えは無く、受給もしていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 27 年 5 月 17 日の前後の各 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 21 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め 4 名と少なく、また、このうち連絡先が把握できた 3 名の者から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて申立期間に係る脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は、上記A社を退職した後であって、脱退手当金の支給決定日となっている昭和 28 年 3 月 31 日より約 5 か月前の 27 年 10 月 * 日に婚姻し、改姓しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A社に係る厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と約 4,000

円相違しており、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和53年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成12年12月1日から13年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険料の納付額について、ねんきん定期便では8,501円となっているが、給与支給明細を見ると1万4,747円天引きされており相違している。調査をして正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年12月の標準報酬月額について、給与支給明細によ

り、申立人は、当該期間において事業主から給与を支給されていることは確認できるものの、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年1月11日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年1月から同年3月までは62万円、同年4月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月11日から18年4月28日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、同年1月から同年3月までは62万円、同年4月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思う旨供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成17年10月、同年11月及び18年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人及びB税務署から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 次に、申立期間のうち、平成17年12月の標準報酬月額について、申立人は当該期間の給与明細書を保有していないが、B税務署から提出された同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（36万円）と一致しており、当該期間当時、A社ではオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る昭和22年2月1日の記録を21年12月31日に、同社における資格取得日に係る23年10月20日の記録を22年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、21年12月及び22年1月は390円、同年11月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は1,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月31日から22年2月1日まで
② 昭和22年11月30日から23年10月20日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では総務事務を担当し、申立期間に同社B出張所から同社本社へ異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な証言及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記複数の元同僚のうちの一人は、事務職系の者は転勤することがある旨供述し、他の一人は、申立人は申立期間においても業務内容及び勤務形態等の変更は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、これを確認できる資料は無いが、申立人がA社B出張所から転居を伴う異動をしたとする時期の説明に不自然さは無いことから昭和21年12月31日とし、申立期間②の異動日については、申立人の供述及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の同社同出張所における22年11月30日の資格喪失の原因が「転

勤」と記録されていることから、同年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年2月の社会保険事務所（当時）の記録から390円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における23年10月の社会保険事務所の記録から22年11月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は1,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主にも事情を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年10月1日から4年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年4月30日まで
② 平成4年6月1日から5年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の額と比較して低くなっている。申立期間①当時は代表取締役であったが、経営についてはもう一人の代表取締役が行っていたので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社で代表取締役であった申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額も同様に相違している上、資格喪失日も相違している。申立期間②に係る標準報酬月額及び資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年4月30日）の後の平成4年6月4日付けで2年10月から4年3月までが30万円に、さらに、同年6月12日付けで3年10月から4年3月までが28万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社におけるもう一人の代表取締役及び元従業員一人においても、申立人と同様に平成4年6月4日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は昭和62年6月からもう一人の代表取締役と共に同社の代表取締役に就任し、申立期間①及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、共同の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の元従業員は、同社は懐石料理店であり、実質的な経営はもう

一人の代表取締役が行っており、申立人は同社に出資をし、お客として来ていただけであり、同社の事務処理はもう一人の代表取締役のめいが行っていた旨供述している。

また、A社に係るオンライン記録から、もう一人の代表取締役が事業主として社会保険事務所に届出されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、上記標準報酬月額の変更訂正が行われた日である平成4年6月4日には既に自身が経営するB社において厚生年金保険に加入しており、同社の商業登記簿謄本では、昭和62年から同社の代表取締役に就任していたことが確認できる。

以上のことから、申立人は、上記2回の標準報酬月額の変更訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って変更訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成4年6月1日から同年6月30日までの期間について、オンライン記録によると、B社において同年7月2日付けで同年6月1日から9万8,000円の標準報酬月額で被保険者資格の取得の処理がなされているが、当該処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる資料等を保管していないことから、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②のうち、平成4年6月30日から5年12月31日までの期間について、申立人は、当該期間当時、B社の代表取締役として在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年12月31日）の後の平成6年1月17日付けで遡って被保険者資格の喪失処理がなされていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、経営が厳しく社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行ったことがある旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せず社会保険事務所において、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る処理がなされたとは考え難く、申立人は、当該処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの被保険者資格喪失日に係る処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間に

おける厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和45年7月29日から同年8月1日まで
③ 昭和46年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間③の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違し、また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書等を提出するので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれに見合う標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出された昭和44年2月分の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額（6万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（5万2,000円）を上回ることから、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された昭和45年8月分の給料支給明細書により、申立人がB社に昭和45年7月29日から勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日は昭和45年8月1日と記録され、被保険者期間は同年8月から47年6月までの23か月とされている。

これに対し、申立人から提出された給料支給明細書において、昭和45年8月から47年7月までの期間に支給された各月の給与から、24か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書において確認できる保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社における申立人の厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が昭和45年8月1日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、B社に勤務した申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てている。

当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出された昭和46年9月分及び同年10月分の給料支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額（6万8,000円）が、オンライン記録の標準報酬月額（6万4,000円）を上回ることから、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支給明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年9月1日、資格喪失日は43年4月17日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年7月3日まで

A社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚と撮影した写真が残っており、同事業所で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B事業所の同僚二人が、申立人は同事業所においてバーテンダーとして勤務していた旨回答していること、及び同事業所における申立人の雇用保険の加入記録が昭和42年7月4日から43年7月2日までとされていることから、正確な入社日は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社B事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないが、同事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日は昭和42年9月1日、資格喪失日は同年10月31日と記録され、その後、申立人の資格喪失日が同年7月31日に訂正されたことにより、資格喪失日が資格取得日（昭和42年9月1日）以前の日付となったために申立人の被保険者記録が取り消されているものの、当該被保険者原票の被保険者証交付等記録欄には43年に保険証の更新が行われた旨の記録が確認できることから、申立人の被保険者記録が遡って取り消されたことが推認できる。

また、事業所検索システムによると、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）は昭和42年10月31日と記録されているが、オンライン記録によると、同年7月31日と記録されており、全喪日の訂正があったことがうかがえる上、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立

人と同様に従業員 59 人が資格喪失日について、一旦同年 10 月 31 日と記録され、その後、同年 7 月 31 日に訂正されていることが確認でき、これらの日付が事業所検索システム及びオンライン記録に記録されている同事業所の全喪日と一致していることから、従業員に係る資格喪失日の訂正が、同事業所の全喪日に伴う一連の処理として行われたことが推認できる。

さらに、当該従業員 59 人のうち 9 人については、訂正後の資格喪失日が資格取得日以前の日付となったために被保険者記録が取り消され、50 人については、訂正後の資格喪失日が資格取得日以降の日付であったため、資格喪失日の訂正として処理されているところ、当該 50 人のうち 30 人の厚生年金保険被保険者原票の進達記録欄には、資格喪失日の訂正について昭和 43 年 4 月 17 日に進達した旨の記載があることが確認できる。

これらのことから、進達日は訂正を行った日と必ずしも一致するものではないが、通常、訂正を行った日は進達日と同日か、直前の日付であることから、年金事務所の記録において訂正を行った日が確認できない以上、進達日をもって処理日と見なすことが妥当と考えられる。

また、A社B事業所を経営していたA社に係る商業登記簿謄本では、同社が申立期間も法人事業所であることが確認できる上、上記訂正前の記録からA社B事業所には、全喪日において 50 人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、申立期間において同事業所が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが推認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚のうち一人は、申立期間当時、A社B事業所では給与の遅配があった旨回答していることから、同事業所が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る被保険者記録を遡って取り消す合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和 42 年 9 月 1 日、資格喪失日を 43 年 4 月 17 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 9 月 1 日までの期間及び 43 年 4 月 17 日から同年 7 月 3 日までの期間については、オンライン記録によると、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は 42 年 5 月 20 日であり、申立期間のうち、41 年 4 月から 42 年 5 月 20 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間中にA社B事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員一人は、同事業所には試用期間があり、入社後一定の期間は厚生年金保険に加入できなかった旨回答しており、他の従業員一人は病気の治療のために医師の診療を

受けた際、健康保険に加入していなかったことが分かり、そのときから健康保険と厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されるようになったと思う旨供述しており、同事業所が従業員の厚生年金保険の加入について一律に取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B事業所の事業主及び事務担当者は連絡先が不明であり、A社の事業主は既に死亡しているため、申立人が記憶していた同僚のうち連絡先が判明した15人及び申立期間にA社B事業所において被保険者期間を有する従業員7人に照会したが、厚生年金保険料の控除に関する資料や具体的な情報を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和41年4月から42年9月1日までの期間及び43年4月17日から同年7月3日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。賃金明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の賃金明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時、A社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の各加入員記録には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について6万4,000円と記載されている。

さらに、A社の担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に係る各種届出は、複写式の届出用紙であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険並びに国民健康保険組合の加入記録、A社本社から提出された申立人に係る異動歴及び同社人事担当者の供述により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、事業主が昭和44年5月1日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果 59 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 51 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 59 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された貸金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記貸金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、59 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果 68 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 51 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 68 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、68 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果 68 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 51 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 68 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、68 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 20 年 6 月 10 日の標準賞与額（51 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び夏期手当支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び夏期手当支給明細書において確認できる保険料控除額から、54 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 16 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与・賞与支給実績一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「給与・賞与支給実績一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、父に勧められ平成6年7月に市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行った。私の国民年金保険料は父が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立人が当時居住していた市及び当該市を管轄していた社会保険事務所（当時）において国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和56年5月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年9月まで
② 昭和56年5月から同年12月まで

私は、昭和51年3月に厚生年金保険適用事業所を退職したので同年4月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。私が仕事に出て保険料を納付することができない時には、私の母に保険料を納付してもらっていた。また、56年5月から同年12月までの期間は厚生年金保険適用事業所に勤務していたが国民年金保険料も納付していたため、この期間の保険料が還付されたことになっているが、還付を受けた記憶は無い。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和51年4月に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年11月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする時期と相違しているほか、この払出時点は第3回特例納付の実施時期であり、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付することが可能であったものの、申立人は特例納付の申出を行ったことはないと説明しており、申立人及びその母親は遡って保険料を納付したかどうか記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、還付整理簿に申立人の氏名、住所、還付期間、還付金額、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、記載内容に不自然さは見られず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12846 (事案 9931 及び 12278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月まで

私が会社を退職した昭和 48 年 10 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、現在の国民年金手帳の記号番号とは別の手帳記号番号でカーキ色の年金手帳の交付を受け、郵送された納付書により区役所で国民年金保険料を納付していたという私の再申立ての主張に対し、別々の番号で重複して納付書が発行された記憶が無いという理由で非あつせんとされたが、区役所に確認したところ、重複して同一人に国民年金の番号が発行されることはあっても、納付書を発行する時点で住民票を確認しているので重複して同一人に納付書が発行されることはないという説明を受けた。納付書が重複して送付された記憶が無いとの私の記憶が正しいのに、当時の事情も調査しないで、実際の業務と違う事項が審議結果の通知文に記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、会社を退職した旨を申し出て国民年金に加入したと説明するが、申立人の所持する年金手帳には 20 歳到達日の資格取得年月日のみが記載されており、会社退職に係る資格取得年月日の記載は無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 9 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち 48 年 9 月から 49 年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、加入手続後にカーキ色の国民年金手帳が送られてきたことを新たに思い出したと説明しているが、二つの手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で保険料の納付書が発行されると考えられるところ、申立人は、保険料の納付書が重複して送付された記憶は無いと説明しており、口頭意見陳述における申立人の説明からも手帳記号番号が重複して払い出されていた事情をうかがうことはできず、当委員会において、昭和47年11月から51年8月までの期間について、申立人の居住する区を管轄する年金事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったが、申立人の氏名は記載されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てにおいて、当委員会の通知文中の二つの手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で保険料の納付書が発行される旨の記載について、申立人は、申立人が居住する区から、重複して同一人に国民年金の番号が発行されることはあっても、住民票を確認するので重複して同一人に納付書が発行されることはないとの説明を受け、納付書が重複して送付された記憶が無いとの記憶が正しいのに、当時の事情も調査しないで、実際の業務と違う事項が記載されていると主張しているが、当委員会において当該区に文書により申立期間当時の業務について照会したところ、誤って、同一人に手帳記号番号が重複して付番された場合、それぞれの番号で納付書が作成され、納付書発行前に確認作業があるが、番号の重複に気づかず、二つの手帳記号番号で納付書が送付される可能性があるとの回答している。

また、当該区は、納付書発行前の確認作業時に同一人に二つの手帳記号番号で納付書が作成されていることが判明すれば、重複する番号の取消処理、年金手帳の回収作業等が行われると回答しているが、申立人に対して番号の取消処理、年金手帳の回収等が行われた事実は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から9年1月までの期間及び11年1月から12年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月から9年1月まで
② 平成11年1月から12年6月まで

私は、平成7年5月頃、国民年金の加入手続を行い、同年8月に転居してから、第3号被保険者期間を除き国民年金保険料を毎月納付してきた。私が11年5月に出国してからは、母が私の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、海外から帰国した平成7年5月頃に国民年金の加入手続を行い、転居した同年8月から保険料を毎月納付し、再度出国した11年5月からは母親が保険料を納付していたと説明しているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は11年10月14日に付番されており、当該付番時点までは国民年金に未加入であったため保険料を納付することができず、当該付番時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は、現在所持する上記の基礎年金番号が記載された年金手帳以外の年金手帳の受領に関する記憶が曖昧であり、当該基礎年金番号以外に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該付番時点で交付された年金手帳には被保険者資格取得日が遡って20歳到達日と記載されており、当時、申立期間②の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったと考えられるものの、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため当時の状況は不明であるほか、申立人は海外在住中の平成12年7月7日に任意加入し、申立期間②直後の同年7

月から同年 12 月までの期間の保険料を同年 7 月 7 日に一括納付していること、及び申立期間②は上記の任意加入記録の入力処理日以前に第 1 号被保険者期間から海外在住を理由とする未加入期間に記録訂正されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の保険料の納付は申立期間②直後の 12 年 7 月から開始されたものとするのが自然であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。夫は申立期間の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料は時効期間経過後に納付されたため昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間、60 年 1 月及び同年 2 月の保険料に充当されていることがオンライン記録で確認できること、申立人は、結婚後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立期間直後の 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について申立人夫婦の保険料の納付時期及び納付期間は一致していない状況が同記録で確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から56年3月まで
私は、昭和56年10月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料約15万円を一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち53年9月から54年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、上記払出時点でその後の同年7月から56年3月までの期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人が一括納付したとする金額は、当該期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間、48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和48年2月及び同年3月

私の母は、昭和35年10月に私の国民年金の加入手続を行い、41年度までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、42年度以降の保険料は私が全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため当時の状況が不明であること、母親は、自身の当該期間の保険料を第1回特例納付により昭和46年12月11日に納付していることが母親の国民年金被保険者名簿で確認でき、それまでは当該期間の保険料が未納であったこと、申立人の父親は37年度のうち3か月分の保険料が未納となっており、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとされていることから、この未納分は当該期間の保険料と考えられることなど、母親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間直前の昭和43年7月から同年12月までの期間の欄には同年同月26日付けの印紙検認印が押されており、申立人は、同日に当該期間の保険料を一緒に納付しているはずとしているが、上記の国民年金手帳の当該期間欄には印紙検認印が押され

ておらず、集金人又は市の担当窓口において申立人の前で収納額と納付月の突合を誤ったとは考えにくい上、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したことはないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、当該期間が属する年度中の昭和 47 年 7 月から保険料額が改定された経過があり、申立人の特殊台帳には、申立期間を含む 47 年 7 月から 48 年 3 月までの期間の保険料が前住所地において改定前の保険料額 (4,050 円) で納付されたため、改定後のこの期間の保険料額 (4,950 円) に 900 円不足し、当該期間の保険料に不足金 (48 年 2 月分 350 円、同年 3 月分 550 円) が生じた旨が記載されており、申立人は、後から当該不足金を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から平成2年10月まで

私の母は、私が20歳の昭和48年頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。母から国民年金手帳をもらったが、当時、年金に無知であった私は、年金手帳を破って捨てた記憶もあり、また、最初の就職のとき、年金手帳のことを聞かれて恥ずかしい思いをした記憶もある。母は、私が20歳のときから私の国民年金保険料を納付してくれたと思うが、母が私と母と兄の3人分の保険料を納付したと言っているので、兄の保険料の納付記録がある56年4月以降の期間で、かつ、私の保険料が未納とされた期間を申立期間として申し立てた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳の昭和48年頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張している時期よりも後の平成4年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、A市の住民票によると、20歳前から現在に至るまで同市に住所を定めていることが確認でき、同一市において同一人に対し複数の手帳記号番号が払い出されることは考え難いなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和56年4月から平成2年2月までの期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「母は、私と母と兄の3人分の保険料を納付していたと言っているので、兄の保険料の納付記録がある昭和56年4月から平成2年10月までの保険料が未納となっているのは納得できない。」としている。しかし、申立人の母親

は、「申立人の兄の国民年金のことについては、兄が結婚してからは何もしていない。兄が結婚した 54 年 5 月以降の保険料の納付には関与していない。」と述べている。なお、申立人の兄の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、兄が婚姻した後の 55 年 3 月に妻と連番で払い出されていることが確認できる上、兄に係る国民年金被保険者名簿によると、兄の国民年金の加入手続は、同年 2 月 7 日に行われたことが確認できる。これらのことから、申立人の母親が、申立人、母自身及び兄の 3 人分の申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から16年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から16年4月まで
私の母は、申立期間当時、私が学生だったため、私の申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成8年9月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間は、国民年金保険料の免除申請が可能な期間である。

しかしながら、保険料の納付義務が免除されるためには、制度上、年度ごとに、申請を行い承認を受ける必要があるため、申立期間の保険料の免除申請の回数は少なくとも8回以上必要となるが、申立人の母親は、申立期間の保険料に係る免除申請をした時期及び回数について、「毎年はしていない。2回ぐらい。専門学校の時と大学の時と、2回したような気がする。」と述べている。

また、申立人の母親は、免除申請手続について、「A市役所の徴収員に、必要書類をそろえて提出した。」と述べているが、A市役所は、国民年金保険料の徴収員を配置していた期間について、「昭和37年度から平成10年度まで」と回答している。

さらに、申立人は、「年金加入記録回答票」において、「平成8年8月から16年5月までの期間において学生納付の手続を行っているが、特例月数が0になっている。」と記載しているが、学生に係る保険料の納付義務が猶予される学生納付特例制度は、12年4月から施行されていることから、同特例制度の適用期間に係る理解は曖昧である。その上、学生納付特例制度が施行される前における学生である国民年金被保険者に係る保険料の免除については、その親の所得も考慮した上で、

保険料の負担能力に応じて、免除の承認の可否が審査されるが、申立人の両親の申立期間の保険料は、オンライン記録において、申請免除ではなく、前納又は納付済みと記録されており、当該期間当時の申立人の両親の職業を踏まえると、申立人の保険料の免除申請が承認されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、A市が平成9年4月から14年7月までの期間において作成した「収滞納一覧表」及び「国民年金過年度収滞納一覧表」において、申立期間の保険料は、それぞれ未納と記録されている。

なお、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間を含んでおり、保険料の事務処理等に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年9月までの国民年金保険料及び58年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年9月まで
② 昭和58年3月

私の母は、私が20歳になった昭和41年*月から私の申立期間①の国民年金保険料と母自身の保険料を一緒に納付していたはずである。また、私は、申立期間②を含む、A市に転居した48年8月から国民年金の第3号被保険者になる直前の61年3月まで、付加保険料を含めて保険料を納付していた。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和44年9月頃に払い出されていることが推認でき、申立人が所持している国民年金手帳においても、同年同月16日に発行されたことを示す記載が確認できる。また、申立人は、当該国民年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は無いと述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①のうち、41年11月から42年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持している昭和44年度以降の保険料に係る検認状況が記載された国民年金手帳によると、同年4月から同年12月までの期間の保険料は、同年11月10日に納付されており、申立期間①の保険料は、当該保険料の納付時点においては、時効により納付することができない。その上、申立人が54年9月から居住しているB市の国民年金被保険者名簿においても申立期間①の納付記録が空欄

(未納であることを示す) とされ、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間が「定」(定額保険料が納付されたことを示す) と記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間①の保険料の納付状況を確認することができない。

申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、昭和 57 年度における付加保険料の納付月数は「11」と明記されている上、申立期間②を除く 57 年度の各月の納付状況欄には「付納」と記録されているものの、申立期間②の納付状況欄には、「付納」ではなく「現 3.11」と記録されている。これらのことから、申立期間②の定額保険料は、過年度納付されたものと推認でき、過年度納付の場合は、制度上、付加保険料を納付することができないため、申立期間②は付加保険料を納付することができなかったものと推認できる。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料をそれぞれ納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の母親及び申立人が申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料をそれぞれ納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年12月まで

私は、婚姻したばかりの昭和48年2月頃に、夫の妹から勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年2月頃に国民年金の加入手続をしたときには、年金手帳の交付は受けておらず、手帳は後から送られてきた。申立期間について、最初の頃は振込用紙だけが送られてきて、振込用紙で国民年金保険料を納付していた。振込用紙には番号が記載されていたので、番号が分かっていたら、手帳がなくても保険料を納付することができるのではないか。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の昭和51年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人が所持する年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」として「昭和51年1月28日」と押印され、当該年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の最初の行には、「被保険者となった日」として「昭和51年1月28日」と押印され、申立期間より後の日付であることが確認できる。これらのことから、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が所持する前述の年金手帳の「国民年金の記録(2)」欄には「附加 昭和51年1月28日」と押印されており、また、オンライン記録によると、申

立人について 51 年 1 月に付加保険料を納付する届出が行われていることが確認できることから、申立期間は、付加保険料を納付する申出を行う前の期間であり付加保険料と併せて保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22761 (事案 17166 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から29年6月10日まで
② 昭和29年7月1日から35年7月24日まで

私は、脱退手当金を受給していないと前回、第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、この第三者委員会の審議結果には納得できないので、新たな資料等はないが再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間②に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できず、再度申し立てているが、申立人からは、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。そこで、脱退手当

金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されていること、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえないことなどから、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22762 (事案 3821 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 26 日から 41 年 1 月 25 日まで
② 昭和 41 年 5 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 20 日まで

私には、脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金が支給されたとする当時は制度も知らないので、平成 20 年 4 月に脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

また、第三者委員会の調査員から審議結果の連絡を受けたときに、「客観的にみて、脱退手当金を受給していないものとは認められないと判断された。」と言われたが、曖昧で納得できない。脱退手当金については、受給した記憶が無いので、どういう形で受け取ったのか、納得できる説明が欲しいので、再度申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間③に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、再度申し立てしているが、申立人からは、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を

示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。そこで、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されていること、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月2日から38年1月13日まで
② 昭和41年5月16日から43年9月21日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間②に勤務したA社を退職したときには、脱退手当金のことは知らず、その請求も受給も一切していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和43年12月10日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である43年9月21日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 5 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 5 月 7 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 24 年 11 月 28 日に設立された法人事業所であるが、飲食業の業種であることが確認できる上、申立人は同社において食品の製造及び販売を行っていた旨供述していることから、当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社は、申立期間当時の経理担当者が死亡しており厚生年金保険の取扱いについては不明としているものの、厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 4 月 1 日より前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

さらに、申立人と同時期に同職種で勤務していた同僚は、「厚生年金保険料の控除については分からないが、当時の経理担当者に、将来のために国民年金へ加入することを勧められた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から16年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額は20万円であったので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年9月から12年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、11年9月は20万円、同年10月から12年5月までの期間は13万4,000円と記録されていたところ、同年6月21日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額の記録が減額訂正された者は申立人のみであり、A社の代表取締役は、「申立期間に係る厚生年金保険料に関する届出内容等はよく記憶していないが、給料の遅配や保険料の滞納は無かった。」と供述している。

また、当該期間において、A社の経理を担当していた者は、「平成11年9月から標準報酬月額が遡及訂正されている経緯については、よく記憶していないため不明であるが、厚生年金保険料の滞納は無かった。」と供述している。

次に、申立人は申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給料に見合う標準報酬月額と相違していると主張しているが、A社の代表取締役は申立期間の厚生年金保険料等はよく記憶していないと供述しており、12年11月から同社の経理を担当していた者は、申立人の給料は、10万円くらいだったという記憶があり、標準報酬月額は実際の給料と違う金額を届け出ることはない旨供述している。

また、申立人に係る平成16年度及び17年度税賦課資料によると、給与収入及び社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万8,000円であり、オンライン記録の標準報酬

月額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る平成12年6月から16年7月までの期間の標準報酬月額は、遡った訂正は行われておらず不自然な記録は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22774 (事案 11609 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 31 日から 56 年 3 月 20 日まで

A社に勤務した期間のうち、同社B営業所で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、勤務及び保険料控除が確認できないという理由で記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、通知では、当時の事業主は連絡を取ることができないため、勤務状況及び保険料控除について確認できないとしているが、昨年、事業主と会って異議申立てをしたところ、保険料控除を実行したとしている。今回新たに、事業主の勤務先に係る情報を提出するので、事業主本人に直接確認して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に解散し、事業主に連絡を取ることができないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認ができないこと、申立人が同社B営業所で一緒に勤務し、氏名を記憶している4名の同僚については、同社に係る事業所別被保険者名簿では確認することができず、申立人は当該同僚の連絡先を覚えていないことから、同社B営業所における申立人の勤務実態を確認できないこと及び同社の当時の管理運営部門の担当常務が、「申立人は営業社員であった。」と供述しているところ、同社の経理担当者は、「営業所勤務の営業担当者は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除しない会社の方針だった。」旨供述していることから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「平成 22 年 10 月にCホテルでA社の事業主に会い異議申立てを行ったところ、昭和 56 年 3 月 20 日に退職するまで、正社員として保険料の控除に

ついて実行したと事業主が言っていた。今回、新たにA社事業主の連絡先として、現在の勤務先名、住所及び電話番号を提示するので、本人に直接確認してほしい。」旨主張している。

このため、当委員会は、A社の事業主に再度文書照会をしたところ、当該事業主からは回答が得られず、その妻により、「同社については、何も分からない。」と回答があったことから、同社事業主本人から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記事業主の妻は、「夫はDホームに平成 22 年 6 月から入居しており、私が付き添わないで外出ができる状態ではないので、私が知らないところで人に会うことは無い。」と供述しているところ、当該Dホームの施設長は、「申立人は平成 22 年 7 月から当施設にいた。介護人が付き添わないと外出ができない状態であった。」と供述している。

さらに、申立人が新たに提示したE社の電話番号は、現在使用されていない電話番号である。

以上のことから、申立人から提示された新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月10日から46年11月9日まで
結婚後に、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月10日からA社で勤務していたとしているところ、同社従業員二人の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、前記従業員の一人は、「自分の知る限りでは、強制的に加入させていた。希望者のみの加入ではなかったと思う。」と供述している。

しかしながら、申立人の記憶する上司3人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日を確認したところ、上司の一人は、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できるものの、別の一人の厚生年金保険の資格取得日が申立人の退社後になっており、残り一人の厚生年金保険の記録は確認できないなど、A社は、必ずしも勤務開始と同時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていないことがうかがえる。

また、B社は、申立期間当時の人事記録等は既に廃棄されていると回答している上、申立期間当時のA社の事業主及び社会保険の担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の保険料の控除について確認できない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人は昭和47年3月2日に厚生年金保険記号番号が払い出されており、46年11月9日に遡って厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間当時は現金で給料をもらっていたが、厚生年金保険料が控除されていたか分からない。」と供述しており、申立期間における給与明細書や源泉徴収票などの厚生年金保険料控除に関する資料を保管していない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。